

平成30年6月12日現在

機関番号：22301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03087

研究課題名(和文) 市民を対象とした重要度の高い民事関連用語の解説についての研究

研究課題名(英文) A Study on the Paraphrase of Basic Legal Terms of the Japanese Civil Code for Lay People

研究代表者

大河原 眞美 (Okawara, Mami)

高崎経済大学・地域政策学部・教授

研究者番号：40233051

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、市民に分かりやすい民事関連の重要法律専門用語の解説集を作成した。重要法律用語は、「民法の全体像」を表す法律用語(法律事実、法律要件、法律効果)、私人間の規定で重要な法概念を表す「権利主体」(権利能力、意思能力、行為能力)、「権利客体」(不動産、動産、債権)、「行為」(意思表示、法律行為、不法行為、債務不履行)、「効果」(無効、取消し、撤回)の16語を選出した。これらの法律用語の市民の理解度を認知面接調査で行いその自由発話をKHコーダーで計量分析し、法律用語の定義と比較した。市民と法律家の法律用語の認識の乖離に着目した16語の解説集を作成した。

研究成果の概要(英文)：The aim of the research is to make a glossary of key terms used in the Japanese Civil Code. First, we selected sixteen words which illustrate the basic concept of the civil code from the technical terms of the Japanese civil code: legal fact; legal requirement; legal effect; legal capacity to hold rights; mental capacity; legal capacity to act; real property; movables; claim; manifestation of intention; juridical act; unlawful act; default; nullity; rescission; revocation.

We then conducted quantitative content analysis and quantitative text analysis of recorded interviews with 65 lay subjects about the sixteen words. We compared the data of lay recorded interviews and the legal definition of the sixteen words. We observed the discrepancy of understanding of the words between lay and legal experts. We then paraphrased the legal terms with a story line of an ordinary transaction of a car purchase.

研究分野：法言語学

キーワード：言換え 法律用語 民法 計量分析

1. 研究開始当初の背景

司法制度改革により弁護士数が増加した現在でも本人訴訟の占める割合が高い。地裁民事事件の2割、簡裁事件では6割が、原告・被告に弁護士(簡裁事件では司法書士も含む)のつかない事件である。実際の手続きでは、本人が法律用語に戸惑うだけでなく、裁判官、書記官、事務官、時には相手方の弁護士にとっても負担が大きく、法律用語が司法アクセスの障害となっている。

裁判員制度の導入にあたり、法曹界でも難解な法律用語が裁判員裁判の支障になることが指摘されるようになった。全国の地裁で実施された法曹三者合同模擬裁判では、法廷における法律用語の言換えの工夫もされるようになった。また、『裁判員のためのよく分かる法律用語解説』(前田雅英他 2006 立花書房)、日弁連裁判員制度実施本部の法廷用語日常語化プロジェクトの『裁判員時代の法廷用語』(後藤昭監修 2008 三省堂)と『やさしく読み解く裁判員のための法廷用語ハンドブック』(後藤昭監修 2008 三省堂)、『裁判おもしろことば学』(大河原眞美 2009 大修館書店)、『裁判員のための法律用語&面白ゼミナール』(船山泰範他 2009 法学書院)なども出版され、刑事関連用語を中心とした法律用語の言換えの出版が活況を呈することになった。

一般市民に関わりが深いのは、刑事事件ではなく民事事件である。大河原は、民事関連の法律用語の言換えを科研(平成24~25年度挑戦的萌芽研究「市民にわかりやすい民事関連法律用語の言換えに関する研究」)で行った。実務家へのアンケート調査(問題語記述調査)及び法律書籍と一般書籍等の語彙調査(コーパス調査)を実施して、法律用語を「難解語義」と「誤解語義」に分け、「誤解語義」の類義関係(例「作為」「行為」「悪意」)に焦点をあてた辞書記述

案を提示した。民事関連用語の辞書的記述を試みるより、民法の法理を踏まえた解説の方が市民に有用ではないかと考えるようになった。

海外では、司法言語の平易化を目的とする国際学会(Clarity)が法律文書と法律用語の平易化に向けて活動をしている。アメリカの平易記載法(Plain Writing Act of 2010)の成立への寄与という事例もある。また、法律用語では、*Nolo's Plain-English Law Dictionary* (Nolo Editors, G. Hill & K. Hill 2009 Nolo)がある。同書は、英語の法律用語4,000語の言換えをわかりやすく的確な英語を使って記述している。掲載されている法律用語の数は30語と少ないが、*Law Words: 30 essays on legal words & phrases* (1995 Center for Plain Legal Language)という解説集もある。

2. 研究の目的

本研究は、市民にわかりやすい民事関連の重要な法律専門用語の解説集を、言語学者(大河原)と実務家法学者(西口)が協働して作成する学際的な研究である。

前頁の背景およびこれまでの研究成果をもとに、本研究は、民法の法理を踏まえた民事関連の重要な法律用語を選出して、市民の理解度調査を行って、わかりやすい解説集を作成することにある。

民事関連の法律用語には、「瑕疵」や「欠缺」のような常用漢字表にない漢字を使った法律用語があり、市民にとって難解であることは言うまでもない。しかし、このように読めない、書けない法律用語については、市民は辞書を引き、あるいは、実務家に意味を尋ねる。「瑕疵」は「欠陥」、「欠缺」は「欠けていること」と説明を受ければ、理解をすることはそれほど困難ではない。

しかし、日常語が法律専門用語に使われ

ると、市民は、読める、書けるため、意味もわかっていると誤解してしまう。そこで、本研究では、(i)市民のニーズの高い民事関連の法律用語の解説を、(ii)民法の法理を踏まえて、(iii)市民の理解度調査を行って、(iv)ストーリー性のあるわかりやすい、(v)実用性も備えた、解説集を作成することである。

3. 研究の方法

(1) 法理論の重要性

本研究では、民法の全体像を表す法律用語と私人間の規定で重要な法概念を表す専門用語に焦点をあてることにした。これらの民法の核となる重要語の解説により、民法の法理への理解が多少なりとも深まり、法律用語が分かりやすくなることが期待される。また、解説にあたっては、市民の理解度調査結果を用いて市民が使う日常語との違いに焦点をあてた、市民の誤解を取り除く、わかりやすい説明を目指した。

(2) 重要法律用語の選出

ア、重要法律用語 16 語

「民法の全体像」を表す法律用語に加えて、私人間の規定で重要な法概念を表す専門用語である「権利主体」「権利客体」「行為」「効果」の関連語を 16 語選出した。16 語は以下の法律用語である。

民法の全体像：法律事実、法律要件、法律効果

権利主体：権利能力、意思能力、行為能力

権利客体：不動産、動産、債権

行為：意思表示、法律行為、不法行為、債務不履行

効果：無効、取消し、撤回

イ、法律家の重要法律用語の定義

法律家の法律用語の定義は、30 年以上民事裁判官を務めていた西口が担当した。

(3) 市民の理解度調査

ア、面接調査

市民の法律用語の既知感を調査するにあたって、「認知面接方法」を利用した。既知感を質問し、既知感のある法律用語について自由に話してもらう手順である。

イ、面接調査のテキスト分析

用語の自由発話は 15 分程度である。すべての自由発話を反訳してコンピュータに入力して、KHコーダーを用いて、発話内容を単語（形態素）に分解しその頻度を数えた。さらに、多変量解析のクラスター分析や共起ネットワーク、対応分析を用いて、一緒に出現することの多い語のグループを特定した。

本報告書では、クラスター分析等の多変量解析の図が詳細すぎるため紙面での表示が困難なため省略し、主な解説を記した。

(ア) クラスター分析

市民の自由回答の発話と法律家の解説について計量分析を行った。

市民の自由回答

市民のクラスターは、「法律」「行為」「自分」「意思」「借金」「返済」「効果」「無い」が頻度数の多い語彙で、それぞれが組み合わさっているが、それ以外は多くの言葉が広がっている。

まず、「法律」と「行為」で一つのクラスターが作られ、そのクラスターは「反する」と大きなクラスターを作る。そして、「行い」「違反」のクラスターが「反する」「違反する」のクラスターと繋がり、それが「法律」「行為」「反する」のクラスターと合体してさらに大きなクラスターを形成している。

{[「法律」+「行為」]+「反する」}

{[「行い」+「違反」]+[「反する」+「法」]}

次に、「自分」「意思」のクラスターは「表す」と大きなクラスターを作っている。{「権利」「持つ」}のクラスターは「能力」と大きなクラスターを作り、「自分」「意思」「表す」のクラスターと合体してさらに大きなクラスターを作っている。

{「自分」+「意思」+表す}
{「権利」+「持つ」+能力}

その次は、「土地」と「家」で一つのクラスターを作り、「所有」を結びつき大きなクラスターを作っている。また、「借金」と「返済」で一つのクラスターができ、それに「返す」が加わって大きなクラスターになり、「土地」「家」「所有」のクラスターと合体してさらに大きなクラスターを形成している。

{「土地」+「家」+所有}
{「借金」+「返済」+返す}

法律家の解説

法律家のクラスターは大きく7つのクラスターで構成されている。契約等の行為関係、発生等の効果関係、不動産等の権利客体、給付・請求等の行為関係、権利能力等の権利主体関係、意思表示や法律行為等の行為関係、不法行為等の行為関係で、私人間の規定で重要な法概念が読み取れた。契約等の行為関係と発生等の効果関係を例示する。

契約等の行為関係

「契約」と「売買」で一つのクラスター、「買主」・「売主」と「締結」でクラスターが出来、それらのクラスターが集まって大きなクラスターが出来ている。別の「目的」・「所有」と「代金」がクラスターを形成し、それに「取得」が加わってクラスターを作り、それに「債権」が繋がって大きなクラスターを形成し、「買主」・「売主」「締

結」のクラスターと合体して、さらに大きなクラスターを作っている。

{「契約」+「売買」+「買主」・「売主」+締結}
{「目的」・「所有」+「代金」+「取得」+「債権」}

発生等の効果関係

「効果」「発生」のクラスターが「消滅」と「変更」・「変動」のクラスターと集まっている。

{「効果」+「発生」+「変更」・「変動」+「消滅」}

(イ) 共起ネットワーク

共起ネットワークでは、関連が特に強い語同士を線で結んでいるため、特徴的な語のネットワークがわかる。

市民の自由回答

市民の自由回答の発話の共起ネットワークのグループとして8つある。「無い」「確定」「取消す」「戻す」「取りやめる」「取り消す」「決まる」のグループが一番大きいネットワークで、次は「自分」「意思」「意見」「言う」のグループ、その次が「土地」「家」「財産」「不動産」のグループ、そして、「借金」「返済」「返す」「債務」「貸す」のグループ、「反する」「反す」「背く」「行い」のグループ、「建物」「アパート」「紹介」のグループ、「撤回」「発言」のグループが続いている。

市民は、効果の「取消し」関係、権利客体の「不動産」関係、行為の「債務」関係は身近なので関連語が共起している。行為の中で「意思表示」は単純に「自分」「意思」「言う」等の語との共起に終わっており、民法の意思表示の概念は出ていない。

法律家の解説

法律家の共起ネットワークは三つである。一つ目は、民法の私人間の法概念を表しているかのようなネットワークである。「売買」「買主」「売主」「締結」の契約を中心に、「代金」「所有」を経て「債権」「取得」までの流れと、「成立」を経て「意思」「表示」までの流れと、「法律」「行為」の流れである。二つ目は、行為の「不法行為」と「債務不履行」のネットワーク、三つ目は「効果」「発生」である。法律家の場合は、クラスター分析と同様に、共起ネットワークも法概念のストーリー性が出ている。

(ウ) 対応分析

対応分析は、2次元の散布図を表すことができる。出現パターンに取り立てて特徴のない語が、原点(0, 0)付近に描画される。市民と法律家は、クラスター分析と共起ネットワークに比べると比較的類似している。

権利客体の「不動産」と「動産」が他の法律用語と離れていることは、市民も法律家も同様である。市民の場合は、アパート、家といった具体的な言葉が使われているのに対し、法律家は定着という専門概念を使っている。市民の対応分析では、下方に「債権」「債務不履行」のグループがあるが、法律家は「行為能力」「意思能力」「権利能力」の権利客体に関する用語が別のグループを作っている。「権利能力」は生まれながらに備わっている能力で、「意思能力」は7~10歳前後の能力である。「行為能力」は未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人については制限を受ける能力で、その判断は民法の重要概念であり、他の法律用語と関連性が強い。このため、法律家の場合は、「権利能力」「意思能力」と離れて「行為能力」は他の法律用語と同じグループを作っ

ている。市民の場合はそのような区別はない。

4、研究成果

研究成果は、法律用語解説集の作成である。法律用語解説集作成にあたって、下記の2点に留意して進めた。

ア、市民と法律家の使用語彙の計量分析
市民と法律家の語彙の使用状況の計量分析から比較分析した。特に、法律家の法概念に沿った語彙使用の流れとそれが現れていない市民の使用語彙については注目した。両者に乖離のある部分は、その解説にあたって市民に欠けている概念の補充について検討した。

イ、読みやすさへの工夫

下記の法律関連書籍のストーリー性のある文体に着目して、本研究の解説の参考とした。

- ・『裁判員時代の法廷用語』（日弁連法廷用語PT）
- ・『リーガル・マキシム』（吉原達也他編）
- ・『はじめての民法』（尾崎哲夫）
- ・ *LawWords: 30 essays on legal words & phrases* (Plain Legal Lang)

これまで民法関連では法理論に基づいた市民向けの用語解説集はなかったので、本解説集は新しい試みである。また、日本の民法は、ベトナムなどのアジアの国々でも関心が持たれているので、有用な用語集になると思われる。

本研究では16語を取り上げて解説したが、今後は用語数を増やして、市民が理解できる民法法律用語解説集の拡充を目指したい。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

大河原眞美、西口元、民法重要法律用語の言換え、地域政策研究、20巻、107 - 113.
Mami Hiraike Okawara, Paraphrases of Legal Terminology Based on Lay Perception, Comparative Legilinguistics: International Journal for Legal Communication, 7-17.

西口元、民事訴訟実務からみる中間試案、市民と法 104巻、61 - 69.

西口元、医療事故調査制度の現状と点bび、上野泰男先生古希祝賀論文集 現代民事手続きの法理、270 - 285.

大河原眞美、金光寛之、市民の理解度を踏まえた法律用語の解説に関する研究 辞書記載比較 (前編) 地域政策研究 18巻、1 - 18.

大河原眞美、金光寛之、市民の理解度を踏まえた法律用語の解説に関する研究 辞書記載比較 (後編) 地域政策研究 18巻、1 - 16.

大河原眞美、大橋鉄雄、西口元、市民に分かりやすい刑事裁判に関する研究、法と実務 12巻、427 - 520.

[学会発表](計12件)

Mami Hiraike Okawara & Hajime Nishiguchi, Paraphrase of Sixteen Legal Terms from the Japanese Civil Code, 2017 Asian Law and Society Annual Conference

大河原眞美、西口元、法のことばを考える、法と言語学会。

Mami Hiraike Okawara, Japanese Authorship Analysis Studies, Relaunch Conference 2017 of International Language and Law Association.

Mami Hiraike Okawara, Simplification of Basic Legal Terms of Japanese Civil Code, 13th Biennial Conference of International Association of Forensic Linguists.

Mami Hiraike Okawara, Lay Perception of Basic Legal Terms of Japanese Civil Code, The 2nd Asian Regional Conference of Forensic Linguists.

Mami Hiraike Okawara & Hajime Nishiguchi, Lay Perception of 16 Basic Legal Terms of Japanese Civil Code, The Inaugural Asian Law & Society Association Conference.

Mami Hiraike Okawara, Lay Perception versus Legal Reasoning, Clarity 2016: An International Association Promoting Plain Legal Language.

西口元、日本の医療事故調査制度の現状と課題、国立台湾大学法律学院。

西口元、日本の民法総則、国立ホーチミン市法科大学。

西口元、民事訴訟法の観点からみた民法改正、国立山東大学法学院。

Mami Hiraike Okawara & Hajime Nishiguchi, Simplifying Japanese Civil Law Terminology, The 10th Conference on Legal Translation, Court Interpreting and Comparative Legilinguistics.

Mami Hiraike Okawara, Two Approaches to Simplifying Japanese Civil Law Terminology, The 4th East Asian Law & Society Conference.

[図書](計3件)

David G. Hebert ed. (Mami Hiraike Okawara), Springer, International Perspectives on Translation, Education and Innovation in Japanese and Korean Studies (Chap 3: The Interdisciplinary Study of Law and Language in Japan).

上石圭一他編(大河原眞美)、信山社、宮澤節生先生古希記念 現代日本の法過程下巻(ことばの障壁から考える法律用語)。

西口元、近藤ルミ子、学陽書房、離婚をめぐる親権・監護権の実務。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大河原眞美 (Mami Hiraike Okawara)

高崎経済大学・地域政策学部・教授

研究者番号：40233051

(2) 研究分担者

西口元 (Hajime Nishiguchi)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：60708759